

# 第1回教育委員会

平成30年1月10日  
午後3時30分  
本庁舎屋上会議室

議案

議案第3号

大阪市立高等学校学則の一部を改正する規則案

### 議案第 3 号

#### 大阪市立高等学校学則の一部を改正する規則案

大阪市立高等学校学則（昭和 35 年大阪市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表大阪市立汎愛高等学校の項の次に次のように加える。

「

大阪市立水都国際高等学校	同	グローバル探究	同
--------------	---	---------	---

」

第 9 条第 1 項の表大阪市立汎愛高等学校の項の次に次のように加える。

「

大阪市立水都国際高等学校	同	80
--------------	---	----

」

第 13 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、大阪市立学校管理規則（昭和 35 年大阪市教育委員会規則第 7 号）第 17 条に規定する併設型中学校から同条に規定する当該併設型中学校に係る併設型高等学校に入学しようとする者は、当該併設型高等学校の校長が定めるところにより願い出なければならない。

第 22 条を第 23 条とし、第 10 章中同条の前に次の 1 条を加える。

第 22 条 第 5 条、第 8 条、第 10 条、第 13 条、第 15 条、第 17 条及び第 18 条の規定は、指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例（平成 28 年大阪市条例第 108 号）第 2 条に規定する学校には適用しない。

#### 附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条に 1 項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(参照)

傍線は削除  
太字は改正

## 大阪市立高等学校学則（抄）

第2条 大阪市立高等学校（以下「学校」という。）に設置する課程の組織及び修業年限は、次のとおりとする。

校名	課程別	設置学科	修業年限
省 略	省 略	省 略	省 略
大阪市立汎愛高等学校	省 略	省 略	省 略
<b>大阪市立水都国際高等学校</b>	<b>同</b>	<b>グローバル探究</b>	<b>同</b>
省 略	省 略	省 略	省 略

第9条 収容定員は、次のとおりとする。

校名	課程別	収容定員
省 略	省 略	省 略
大阪市立汎愛高等学校	省 略	省 略
<b>大阪市立水都国際高等学校</b>	<b>同</b>	<b>80</b>
省 略	省 略	省 略

2 - 3 省 略

第13条 省 略

2 前項の規定にかかわらず、大阪市立学校管理規則（昭和35年大阪市教育委員会規則第7号）第17条に規定する併設型中学校から同条に規定する当該併設型中学校に係る併設型高等学校に入学しようとする者は、当該併設型高等学校の校長が定めるところにより願い出なければならない。

### 第10章 細則

第22条 第5条、第8条、第10条、第13条、第15条、第17条及び第18条の規定は、指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例（平成28年大阪市条例第108号）第2条に規定する学校には適用しない。

第22条 省 略

第23条

# 大阪市立高等学校学則の一部改正について

## 1 改正の理由

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）の規定による公立国際教育学校等管理事業（公設民営学校）を活用し、新たな併設型中高一貫校（大阪市立水都国際中学校・高等学校）を設置し、指定公立国際教育学校等管理法人に学校の管理を行わせることとし、関係条例等の制定・改正を行ってきたところである。

本事業の実施に関し、関係する教育委員会規則について、必要な規定整備を行うため、本規則の一部を改正する。

## 2 改正の内容

### (1) 大阪市立水都国際高等学校に関する規定整備

課程	全日制
設置学科	グローバル探究科
修業年数	3 年
収容定員	80 名

### (2) 公立国際教育学校等（公設民営学校）に関する規定整備

国家戦略特別区域法の規定により、公設民営学校については条例で定めることとされているもの等について、適用除外規定を置くものとする。

第 5 条（教育課程）	第 8 条（卒業認定）	第 10 条（人事配置）
第 13 条（入学の手続）	第 15 条（入学等の許可）	
第 17 条（退学等の手続）	第 18 条（卒業証書の授与）	

### (3) 併設型中高一貫校に関する規定整備

併設型中学校から併設型高等学校に入学する者（いわゆる内部進学者）の入学手続きについて、必要な規定整備を行う。

## 3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日（ただし、併設型中高一貫校に関する規定整備については公布の日を施行期日とする。）

(参考)

水都国際中学校・高等学校の開校予定日(平成31年4月1日)における、  
大阪市立学校管理規則第17条の規定は以下のとおり。(予定)

(中高一貫校)

第17条 次の表の左欄に掲げる中学校(以下「併設型中学校」という。)と同表  
右欄に掲げる高等学校(以下「併設型高等学校」という。)は、学校教育法第71  
条の規定に基づき、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施  
すものとする。

併設型中学校	併設型高等学校
大阪市立咲くやこの花中学校	大阪市立咲くやこの花高等学校
大阪市立水都国際中学校	大阪市立水都国際高等学校

(参考)

大阪市立高等学校学則(抄)

第13条 学校に入学しようとする者は、入学願書に入学検定料を添えて、校長に願出  
なければならない。